

(別表2)

本件対象文書:平成26年(行ウ)第17号固定資産評価審査決定取消請求事件の判決書

該当ページ	該当する行	非公開妥当とすべき部分	非公開妥当とすべき理由
5ページ	26行目～ 6ページ1行目	市長が決定した固定資産税評価額	①土地・家屋の所在、固定資産税の評価額は法人の資産に関する情報に該当し、信用力にもつながる内部管理の情報であるため、伊賀市情報公開条例第7条第3号により非公開が妥当である。
6ページ	1行目 11行目 21行目	土地等の売買金額	②法人両当事者しか知りえない交渉過程の情報であることから積極的に公開すべき情報ではなく、法人間のノウハウに関する情報であるとも言えるので、伊賀市情報公開条例第7条第3号により、非公開が妥当である。
7ページ	13行目	市長が決定した固定資産税評価額	①と同上
	13行目 26行目	土地等の売買金額	②と同上
	26行目～ 8ページ1行目	土地の売買金額	②と同上
8ページ	1行目	家屋の合計売買金額	②と同上
	4行目～ 9ページ15行目	土地等売買に係る契約書の引用部分	③法人両当事者しか知りえない交渉過程の情報であることから積極的に公開すべき情報ではなく、特に本件対象文書に記載のある条項は、一般的、定型的なものではなく、法人間のノウハウに関する情報であるとも言えるので、伊賀市情報公開条例第7条第3号により、非公開が妥当である。
12ページ	6～7行目	市長が決定した固定資産税評価額	①と同上
	9行目	土地の売買金額	②と同上
13ページ	5～6行目	市長が決定した固定資産税評価額	①と同上
17ページ	2～28行目	土地・家屋の所在、市長が決定した固定資産税評価額	①と同上
18ページ	2行目	市長が決定した固定資産税評価額	①と同上
19ページ	3行目～ 22ページ10行目	土地・家屋の所在、市長が決定した固定資産税評価額	①と同上